

SEP を巡る各国政府等の政策動向

船越 亮 (特許庁 調整課 品質管理室長)

Governments Policy Trends Over SEP

Ryo Funakoshi

Director for Quality Management Office, Administrative Affair Division, Japan Patent Office

【要旨】 標準必須特許 (SEP) を巡る紛争が世界中で生じており、標準必須特許に関する透明性や予見可能性を高める取組が各国で進められている。本稿では、これまでの日本、米国、欧州、中国、韓国における標準必須特許に対する政策動向等を整理する。

【キーワード】 標準必須特許 競争政策 知的財産政策 ライセンス交渉

【Abstract】 Disputes over Standard Essential Patents are occurring around the world. Efforts are underway in each country to enhance transparency and predictability of Standard Essential Patents. This paper summarizes the policy trends so far for Standard Essential Patents in Japan, United States, Europe, China and South Korea.

【Keywords】 SEP Competition Policy Intellectual Property Policy License Negotiation

1. はじめに

IoT 時代を迎え、情報通信分野を中心とした標準必須特許を利用する必要性が増大している。ライセンス交渉の当事者は、情報通信分野の企業同士にとどまらず、自動車等の最終製品メーカーにも拡大しており、世界各国で標準必須特許を巡る紛争が生じている。このような背景もあり、標準必須特許に関する透明性や予見可能性を高める取組が各国で進められている。例えば、特許庁 (2018) は、標準必須特許のライセンス交渉に不慣れな企業でも安心してライセンス交渉に臨めるように、ライセンス交渉の進め方、そしてライセンス交渉における権利者側と実施者側の論点を整理している。また、欧州委員会 (2017) は、標準必須特許に対する考え方を整理している。

本稿では、日本、米国、欧州、中国、韓国におけ

る標準必須特許に対する取組を整理する。なお、本稿において示す見解はすべて筆者の個人的見解であり、所属組織の見解を示すものではない。

2. 日本の公的機関等の政策動向

2.1. 特許庁¹

(1)「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き²」(2018 年 6 月)

これまでの情報通信分野の標準必須特許を巡るライセンス交渉の当事者は、通信業界同士であった。そのため、ライセンス料率の相場観は概ね一致しており、クロスライセンスによる解決も可能であり、当事者間で標準必須性の判断を評価することも容易であった。しかしながら、様々な企業が情報通信分野の標準必須特許を利用するようになり、ライセンス交渉の当事者が異業種にも広がると、ライセンス料率の相場観は相違し、クロスライセンスによる解

決は困難となり、ライセンシー側の標準必須性の判断は難しい状況となる³。

このような背景を踏まえ、特許庁（2018）は、2015年に欧州司法裁判所がHuawei対ZTE事件において示した枠組み⁴をもとに、ライセンス交渉の当事者が、どのように行動すれば誠実にライセンス交渉をしていると認められるのか（実施者は差止めを回避し、特許権者は適切な対価を得られやすいか）を、誠実性と効率性の観点から整理し、更に、ライセンス交渉における特許権者と実施者のFRAND義務に関する主張、例えば、①非差別的なロイヤルティの考え方、②合理的なロイヤルティ算定の考え方、③標準必須特許のライセンス交渉先の考え方、を整理している。

①非差別的なロイヤルティの考え方

SEP権利者は、同一の標準技術であっても用途が異なれば、ロイヤルティの料率は異なるべきであると主張するのに対して、実施者は、用途にかかわらず、同一のライセンス料率が適用されるべきと主張する。

②合理的なロイヤルティ算定の考え方

SEP権利者は、SEPの技術が最終製品全体⁵の機能に貢献し、製品に対する需要を牽引していると考

えられる場合には、最終製品全体の価格がロイヤルティ算定の基礎となるべきと主張するのに対して、実施者は、SEPの技術が最小販売可能特許実施単位⁶である部品のみに使われているのであれば、SEPが貢献していると考えられる当該部品の価格がロイヤルティ算定の基礎となるべき、と主張する。

③標準必須特許のライセンス交渉先の考え方

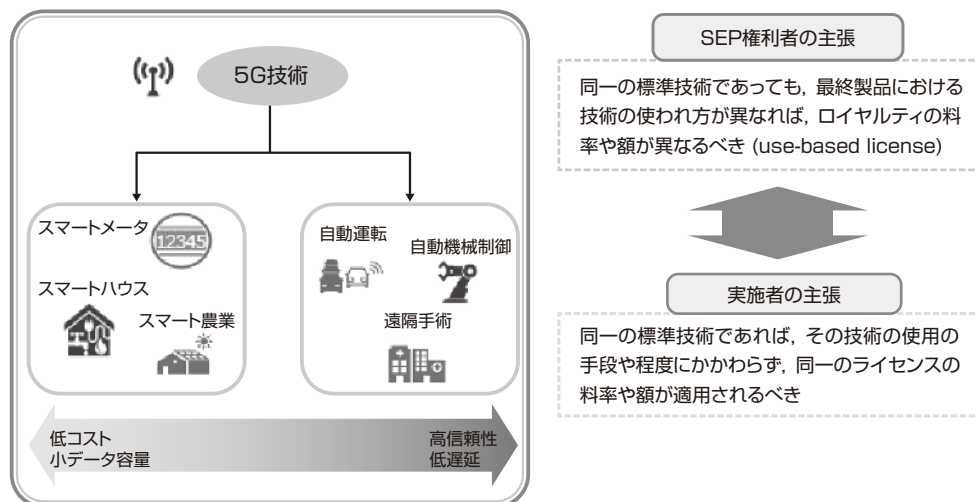
SEP権利者は、SEP権利者が最終品メーカーに対してライセンス交渉の当事者となることを求めた場合に、最終品メーカーが全くライセンス交渉に応じないことは不適切であり、Access for allを主張するのに対し、実施者は、部品メーカーであるサプライヤーがライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、SEP権利者が交渉を拒むことは差別的でありFRAND義務に反しており、License to allを主張する。

(2)「標準必須性に係る判断のための判断の利用の手引き⁷」（2018年4月運用開始、2019年7月運用改訂）

産業構造審議会（2018）は、「特許庁が、公正・中立な立場から、標準必須性について争っている当事者の主張・立証に基づき、標準規格文書から特定される仮想対象物品等が特許権の技術的範囲に属す

図1 非差別的なロイヤルティの考え方

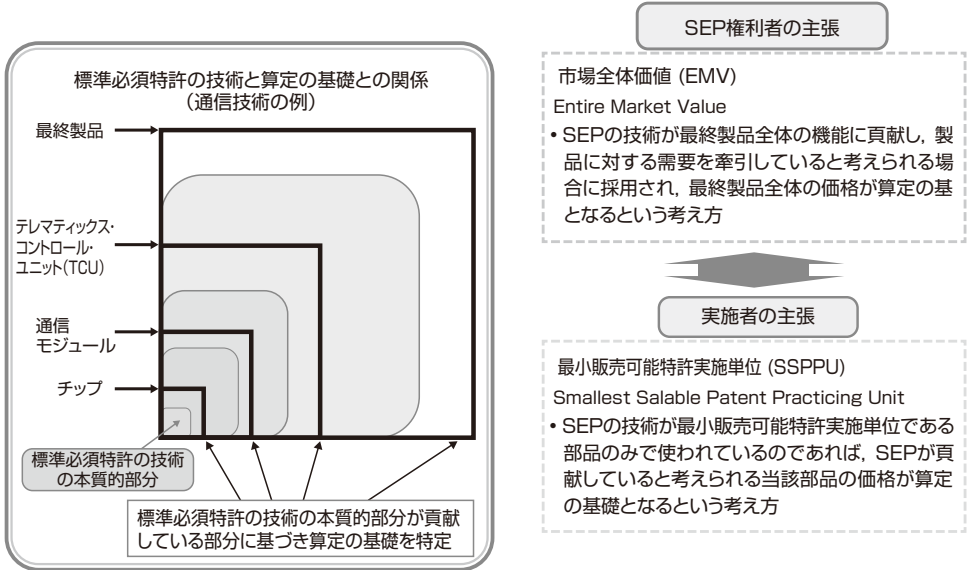
・同一の標準技術が異なる用途で使用されている場合に、特許権者が異なったライセンスの料率や額を適用することが差別的かどうか？



（出典） 産業構造審議会（2020a）、P.8

図2 合理的なロイヤリティ算定の考え方

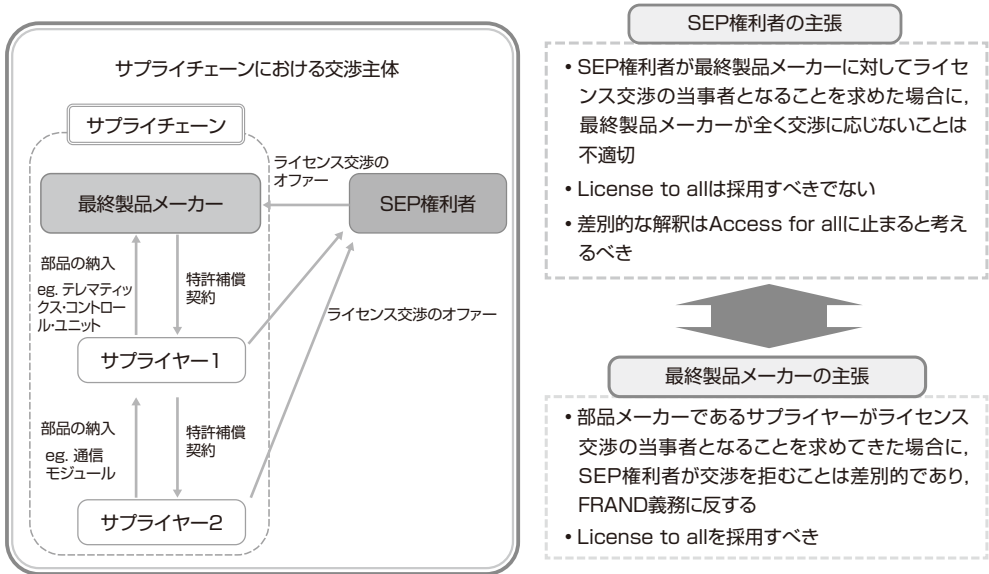
・ロイヤリティの算定の基礎をどのように決定すべきか？（部品の価格か最終製品の価格か）



(出典) 産業構造審議会 (2020a), P. 10

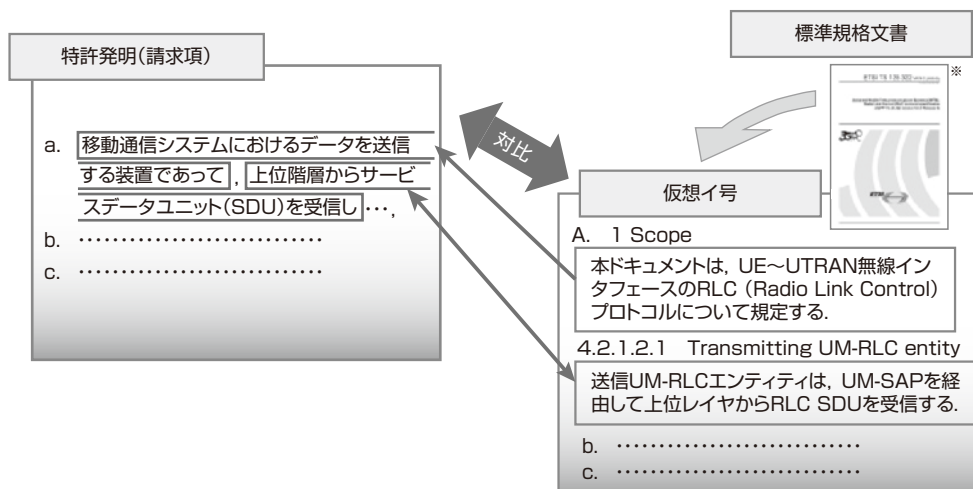
図3 標準必須特許のライセンス交渉先の考え方

・サプライチェーンの中のどのレベルの主体（例えば、最終製品メーカーか部品メーカーか）がライセンス契約の締結主体となるべきか？



(出典) 産業構造審議会 (2020a), P. 12

図4 標準必須性に係る判断のための判定イメージ



(出典)「3GPP TS 25.322 V6.9.0」

http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/125300_125399/125322/06.09.00_60/ts_125322v060900p.pdf より特許庁が訳を作成。特許庁(2020)、P. 124

るかどうかの判断を公に示すことにより、特許が標準必須であるかについての予見可能性及び透明性が向上し、当事者以外にとってもライセンス交渉を円滑化する効果を持つと考えられる。このため、判定(特許法第71条)の請求において、特許発明の標準必須性に係る判断を求めることができるようにすべきと考える」と指摘した⁸。この指摘を踏まえ、特許庁は、2018年4月1日から標準必須性に係る判定を特許庁に請求できる運用を開始した。当事者間に特許発明の標準必須性に関する争いがある場合に、当事者は標準必須性に関する判定の請求を特許庁に求めることができ、特許庁は、その特許発明の技術的範囲に標準必須規格の技術が属するの否かを判定する。

特許庁は、さらに利便性の向上等を目的として、①当事者の範囲の拡大⁹、②仮想イ号を特定するための要件の緩和¹⁰、③「技術的範囲に属しない」旨の請求の認容¹¹、④営業秘密の保護¹²、の点を運用変更し、2019年7月1日以降の請求案件に対して改訂された手引きに基づく運用を開始した。

2.2. 経済産業省

- (1)「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方¹³」
(2020年4月)

経済産業省(2020)は、SEPのロイヤルティに関する適切な算定の考え方は収斂していないものの、SEPのライセンス交渉の円滑化を図ることを目的に、特許庁(2018)を「参照して進めることが適切である」と言及しつつ、マルチコンポーネント製品¹⁴に係るSEPのロイヤルティの算定に関して、①ライセンス契約の主体の決定は「License to All」の考え方による、②ロイヤルティは、「トップダウン」アプローチにより算定、③ロイヤルティは、SEPの技術を実施する主たる製品の価値のうち、当該SEPの技術が貢献している部分(寄与率)に基づいて算定する、という3つの考え方を示した。

2.3. 公正取引委員会

- (1)「知的財産の利用に関する独占禁止法の指針¹⁵」
(2016年改訂)

2007年に公表の「知的財産の利用に関する独占禁止法の指針」は、外形上、特許権の権利行使とみられる行為に関する記載が限られていたため、公正取引委員会(2016)は、SEP権利者による差止請

求訴訟の提起等に係る独占禁止法上の考え方を追加し、SEP権利者がFRAND条件でライセンスを受ける意志を有する者に対して、ライセンスを拒絶又は差止請求訴訟を提起すること等は、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者の取引機会を排除し又はその競争機能を低下させる場合があると指摘し、当該行為が、独占禁止法第3条、第19条に該当する可能性があることを示した。

3. 米国の公的機関等の政策動向

米国では、SEPに関するガイドライン等は公表されていないが、2013年1月に、司法省反トラスト局（以下、「DOJ」という。）、米国特許商標庁（以下、「USPTO」という）が、SEPに関する共同声明¹⁶を表明した。その後、2019年12月に、DOJとUSPTOは、当該声明を撤回し、米国国立標準技術研究所（以下、「NIST」という。）とともに新たな政策声明¹⁷を公表するに至った。以下に2019年12月の新たな政策声明の公表までの経緯を整理する。

DOJ、USPTO（2013）は、知的財産権の保護を強く支持しており、特許権者は適切な補償を受け取るべきであるとしつつも、差止命令の要求は公共の利益と一致しないかもしれないこと、そして、差止命令は競争と消費者に害を及ぼす可能性があるかもしれない、という見解を示した。この見解は、差止命令に対して否定的見解を示しているともいえることから、実施者側に有利な見解であるとの見方が可能になる。

そのため、DOJ（2017）は、ホールドアップ問題¹⁸が議論される中で、技術革新を妨げる深刻な障害であるホールドアウト問題¹⁹に対する認識が失われており、実施者は、差止命令の脅威がなければ、合理的なライセンス料の債務を負っていることを知りながら、特許侵害をし続けることが可能であることから、ホールドアップ問題だけに焦点をあてた政策提案には懐疑的である、と言及した²⁰。

そして、DOJ（2018）は、差止命令の判断にはeBay判決が判示した要件²¹を適用すればよく、SEPに基づく差止命令の要求を反トラスト法の問題として議論することは誤りであり、SEPに基づく差止

命令は競争に害を及ぼす可能性があるかもしれないと言及したDOJ、USPTO（2013）を撤回することを示唆した²²。

2019年5月に、Federalist Society主催のカンファレンスのパネルディスカッション²³において、DOJ局長は、FRAND条件でライセンス供与を約束しているSEP権利者が、実施者に対して高いライセンス料率を要求する問題は、反トラスト法違反との考えがあるが²⁴、実の問題は特許権者と実施者間の契約の交渉力である²⁵、と発言し、USPTO長官は、この問題への取組を進めているが²⁶、どちらか一方に悪影響が及ばないバランス感あるアプローチを用意したい²⁷、と発言した。

そして、USPTO、DOJ、NIST（2019）は、DOJ、USPTO（2013）の解釈に誤解²⁸が生じていることから、DOJ、USPTO（2013）を撤回するとともに、事実が差止請求と損害賠償の正当な理由になるのであれば、FRANDに基づくSEPの侵害に対しては、国内法における全ての救済策（ロイヤルティ請求、侵害行為の差止、ITCによる排他的命令等）が利用可能、という見解を示した²⁹。

以上のように、米国ではSEPを巡る議論で、2013年頃は実施者よりの流れであったが、2017年頃から権利者よりの流れに変化したといえる。

4. 欧州の公的機関等の政策動向

4.1. 欧州委員会

欧州委員会を中心にSEPに関する議論が積み重ねられている。

(1)「標準必須特許に対するアプローチに関するコミュニケーション³⁰」（2017年11月）

欧州委員会（2017）は、公平性及び適切なリターンの確保により、先端技術の開発と普及へのインセンティブを与えること、そして、公平なアクセス条件に基づいた標準化技術を円滑かつ広範に普及すること、の2つを主目的³¹として、以下の4つの政策の方向性³²を示した。

①SEPに関する透明性の向上

欧州委員会は、標準機関に対して、(ア)標準機関のデータベースに記録された情報の質とアクセシビ

リティの向上、(イ)標準必須特許に関する情報の正確性の向上、を要請する。

また、欧州委員会は、宣言された SEP は、標準の本質について信頼できる精査の対象であると考えられることから、SEP を対象に必須性の精査を行うパイロットプロジェクトを開始する。

②SEPのための FRAND ライセンス条件の一般原則

欧州委員会は、パテントプールまたはその他のライセンスプラットフォームを介して、多数の実施者(特に SME)へのライセンスを促進する効果的なソリューションを開発するように、標準機関及び SEP 保有者に対して要請する。

加えて、欧州委員会は、特に IoT セクターにおけるライセンス慣行を監視し、業界のライセンス慣行、健全な IP 評価、FRAND 決定に関する専門知識を深めることを目的とする専門家グループを設立する(以下の 4.1.(2) を参照)。

③SEPのための予見可能なエンフォースメント環境

欧州委員会は、FRAND プロセスでは、タイムリーな対応を含め、両当事者が誠意を持って交渉する必要があると考えており、ポートフォリオライセンスの業界慣行に準拠して、効率的かつ効果的な SEP 訴訟を可能にする方法論を開発するために利害関係者と協力する。更には、調停および裁判外紛争解決ツールの展開をさらに促進し、ヨーロッパにおける PAE の影響を監視する。

④オープンソースと標準

欧州委員会は、オープンソースと標準化との間の相互作用を成功させるために、利害関係者、オープンソースコミュニティ、および標準機関と協力する。

(2)SEPに係る専門家グループ

欧州委員会は、欧州委員会(2017)が言及する SEP 専門家グループの設立(上記(1)②参照)を受け、SEPに係る専門家グループを立ち上げた³³。2018年11月に第1回会合が開催され、6つの議論の観点³⁴が示された。2020年10月末時点までに合計6回の会合が開催され、第7回会合(2020年春)にて報告書の方向性が決定される予定であったが、第7回会合は中止となり、まだ報告書の方向性は示

されていない。

4.2. 欧州議会

(1)「欧州委員会の SEP に関するコミュニケーションの調査³⁵」

欧州議会(2019)は、欧州委員会(2017)が示す政策の方向性の有効性を検証すること、そして、欧州司法裁判所が Huawei 対 ZTE 事件において示した交渉の枠組みが、全ての利害関係者³⁶と消費者の利益を満足しているかどうかを評価することを目的として、以下の調査結果³⁷を示した。

①透明性

欧州委員会(2017)が示すとおり、透明性は重要であり、次に必要なことは、EU 機関、EPO 及び標準機関が連携を強化し、更なる協力のための具体的な計画を策定することである。具体的には、特許の所有者やステータスに関する情報を収集した公的にアクセス可能なデータベースの利用強化であり、上記情報へのリンクが円滑かつ効率的に管理されることが確実に保証されるべきである。

②SEPの技術及びFRANDの評価

欧州委員会(2017)が示す政策の方向性は、一般論として、有効かつ実行可能である。他方、一部の学術評論家や実務家は、特許権と公正な競争の原則とのバランスを決定するガイダンスとしては明確性に欠けるとして、欧州委員会(2017)を批判する。しかしながら、欧州委員会(2017)が結論付けたように、ライセンス慣行の観点から、異なる分野にわたっての「万能な(one-size fits all)」解決策はない。欧州委員会(2017)は、可能な限り多くのガイダンスを提供しつつ、各国の裁判所に FRAND 条件の決定を任ずることによって、適切なバランスをとっている。

③よりバランスのある執行制度の提案

欧州委員会(2017)が示す政策の方向性は概して適切である。欧州司法裁判所が Huawei 対 ZTE 事件において示した交渉の枠組みは、全ての利害関係者及び消費者の利益を満たすことを目的としている。欧州委員会(2017)が推薦するケースバイケースのアプローチは、裁判所にとって重要な役割を果たしており、十分に理にかなうものである。

他方、SEP保有者と実施者（特に中小企業）の間の紛争を解決するための訴訟の代替手段として、調停と仲裁がある。これらは、迅速かつ費用対効果が高く、訴訟と比較すると、コスト面での利点がある。

仲裁は、特許ライセンスの紛争を解決する手段として、重要性が高まっている。裁判外紛争解決手続（ADR）は、統一特許裁判所によって実現されるかもしれない。そのため、高度に専門化された裁判官を備え、専門の仲裁手続と調停手続を提供する統一特許裁判所には、統一特許裁判所の仲裁人と調停人に対して、標準必須特許に関するトレーニングを提供することを推奨する。

5. 中国の公的機関等の政策動向

司法当局はSEPの差止請求に関するガイドラインを公表しており、競争当局は競争政策の観点からSEPに関するガイドラインを公表している。

5.1. 最高人民法院

(1)「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」³⁸（2016年4月）

最高人民法院（2016）の第24条には標準必須特許に関する規定があり、FRAND宣言がなされている場合、実施者の明らかな瑕疵がない限り、差止請求は認められないとしている。

「第24条³⁹ 国、業界又は地方の推奨標準で明示的に触れられている必須特許の情報について、被疑侵害者が当該標準の実施に専利権者の許諾を必要としないことを理由に、当該専利権を侵害していないと抗弁した場合、人民法院は通常、これを支持しない。国、業界又は地方の推奨標準で明示的に触れられている必須特許の情報について、専利権者、被疑侵害者が当該専利の実施許諾条件を協議するとき、専利権者が標準制定において承諾した公平、合理的、無差別の実施許諾義務に故意に違反したために専利実施許諾契約が締結できず、且つ協議において被疑侵害者に明らかな過失がない場合、標準の実施行為の差止めを求める権利者の主張について、人民法院は通常、これを支持しない。」

5.2. 北京市高級人民法院

(1)「専利権侵害判定指南（2017）」⁴⁰

北京市高級人民法院（2017）の第149条～第153条⁴¹に、標準必須特許の差止救済に関連する規定があり、標準必須特許の差止請求権行使についてはさまざまな制限が存在しているといえる。

① 149 条

「国家、業界又は地方の推奨標準に明記された標準必須専利に係る案件においては、被疑侵害者は専利権者と当該専利の実施許諾条件について交渉したが、専利権者が故意に標準制定に承諾した公平、合理的かつ非差別的な許諾義務に違反したことで、専利実施許諾契約が達成できず、かつ、被疑侵害者は交渉中に明らかな過失がなかった場合、一般的に、専利権者による標準実施行為の差し止め請求を支持しないものとする。国家、業界又は地方の推奨標準ではないが、国際的な標準団体又は他の標準制定団体が制定した標準に該当し、かつ、専利権者が当該標準団体の定款に基づいて標準必須専利を明示した上で、公平、合理的かつ非差別的な許諾義務を承諾した場合、上記と同様に扱う。」

② 150 条

「標準必須専利の許諾交渉において、交渉双方は誠実信用の原則に従って許諾交渉をしなければならない。公平、合理的かつ非差別な許諾声明をした専利権者は、当該声明の下に承諾した関係義務を負わなければならない。専利権者に公平、合理的かつ非差別な条件で許諾するよう求める被疑侵害者も、誠実信用の原則に基づき、許諾を取得するために積極的に交渉しなければならない。」

③ 152 条

「標準必須専利の専利権者は故意に公平、合理的かつ非差別的な許諾義務に違反したと証明できる証拠がなく、かつ、被疑侵害者は標準必須専利の実施許諾交渉において明らかな過失がなかった場合、被疑侵害者が適時に人民法院にその主張した実施料を提出し、又はその金額以上の担保を提出した時、専利権者による標準実施行為の差し止め請求を通常支持しないものとする。」

④ 153 条

「専利権者は公平、合理的かつ非差別的な許諾義務を」

務を履行しなかったが、被疑侵害者も交渉中において明らかな過失があった場合、双方当事者の過失度合いを分析し許諾交渉中断の主要責任側を判断した上で、専利権者による標準実施行為の差し止め請求を支持するかどうかを確定しなければならない。」

5.3. 広東省高級人民法院

(1)「標準必須特許紛争事件の審理に関するガイドライン」

広東省高級人民法院は、2018年4月に「標準必須特許紛争事件の審理に関するガイドライン」を公表し、第10条及び第12条は標準必須特許の差止に関する規定、第15条は標準必須特許のライセンス料に関する規定、第28条及び第29条は、標準必須特許の紛争の審理に関する規定となっている⁴²。

5.4. 国務院独占禁止委員会

(1)「知的財産権の濫用に関する独占禁止指南⁴³」 (2019年1月)

国務院独占禁止委員会(2019)⁴⁴の第27条は、市場支配的地位を有している標準必須特許権者が、裁判所等に関連知的財産権の使用を禁止する旨の判決等を請求することにより、実施者にその提案した不公平で高価なロイヤリティまたはその他の不合理なライセンス条件の受け入れを迫った場合に、競争を排除・制限する可能性があり、その可能性を分析する際の5つの考慮すべき要素⁴⁵も示している。

6. 韓国の公的機関等の政策動向

6.1. 公正取引委員会

(1)知的財産権の不当な行使に対する審査指針

公正取引委員会は、NPEとSEP権利者による特許権の濫用行為について、合理的な法執行の準拠を作り、濫用行為の類型体系を改編するため、「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」を2014年12月に改正した⁴⁶。

さらに、2016年3月、デファクト標準特許(de facto SEP)⁴⁷に対する規制が特許権の行使を過度に制限しかねないとの意見が提起されたことから、デファクト標準特許は、SEPと区分して不当性の判

断基準を適用するように、同審査指針を改正した⁴⁸。

6.2. 関係部処合同

(1)標準特許競争力強化策(2019年12月)

韓国政府(関係部処合同)は、2019年2月、第四次産業革命時代には、標準特許の影響力が増大し、外国の標準特許に対する依存度の低減に向けた努力が急がれるため、標準必須特許の競争力強化に向け、①標準特許創出への支援戦略の高度化、②標準特許紛争への対応能力向上、③標準特許インフラの強化、に関する3つの推進戦略を掲げた⁴⁹。

7. 考察

各国において標準必須特許に関する透明性や予見可能性は高まりつつある。今後の更なる議論は、産業構造審議会(2020b)が「SEPを利用することにより創出される付加価値の恩恵は、製造業のみならず広くサービス産業等にも享受されていることから、その恩恵の程度に応じたライセンス料の在り方について、様々な関係者を巻き込んで議論を進める」べきと指摘する⁵⁰ように、異業種間でのSEPを巡る交渉であろう。異業種間交渉は、当事者はそれぞれが全く異なる利害を有しているだけに、従来の同業種間の交渉とはまったく異なる。その解決への道は決して容易ではないが、SEPの利用に基づく付加価値の創出に対して、誰が最も貢献しているのかを明らかにすることが解決の鍵の1つとなろう。

例えば、5G時代の最終製品・サービスにおいて創出される付加価値は、通信というインフラの存在なくしては創出されないため、通信事業者の方がより大きい貢献をしているという考えがある。一方で、通信技術は機械要素やエネルギー等のように産業インフラ化しているため、付加価値のある新たな事業・サービスを生み出しているのは、最終製品メーカーである、という考えもある。

企業ごとに考え方の違いは存在するとしても、互いに相手の立場を理解することに努め、価値創出のために互いに建設的な議論をする必要がある。通信業界も最終製品・サービス提供者も対立構造ではなく、車の両輪のようなものである。どちらか一方が

欠けてもイノベーションも生じることではない。広く知識を募り垣根のない議論の積み重ねを期待したい。

注

- 1 特許庁のウェブサイト「標準必須特許ポータルサイト」は、標準必須特許に関する特許庁の取組を紹介する。 https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.html（最終アクセス日：2020年11月3日）
- 2 特許庁（2018）
- 3 産業構造審議会（2020a）, P.4
- 4 欧州司法裁判所は、特許権者と実施権者それぞれが、ライセンス交渉の各段階で取るべき対応を整理し、両当事者間の誠実な交渉の枠組みを示した。
- 5 市場全体を価値と捉える、EMV（Entire Market Value）と呼ばれる考え方。
- 6 最小販売可能特許実施単位を SSPPU（Smallest Salable Patent Practicing Unit）という。
- 7 特許庁（2019）
- 8 産業構造審議会（2018）, P.4
- 9 ライセンス交渉に加え、特許権の売買の交渉、特許権の移転を伴う事業譲渡の交渉及び特許権に係る担保権の設定の交渉において、特許発明の標準必須性に関して見解の相違があることが判明している場合も対象とされた。
- 10 従前は、標準規格文書において必須である構成のみから、仮想的な製品である「仮想イ号」を特定していたが、運用変更後は、選択的に必須である構成も用いて仮想イ号を特定可能とした。
- 11 運用の改訂前は、特許発明の技術的範囲に標準必須規格の技術が属することの請求のみ、認容されていた。
- 12 平成30年改正特許法の施行にあわせて、営業秘密の申出が可能とされた。
- 13 経済産業省（2020）
- 14 「パソコン、ゲーム機、自動車、建設機械、インテリジェントビル等、多数かつ複数の部品を含む」製品をマルチコンポーネント製品と定義している。
- 15 公正取引委員会（2016）
- 16 DOJ, USPTO（2013）
- 17 USPTO, NIST and DOJ（2019）
- 18 特許庁（2018）は、「「ホールドアップ」とは、重要な社会インフラやサービスを提供する事業が、その事業の遂行に不可欠なSEPを使用しており、差止めの脅威に直面する」問題とする。
- 19 特許庁（2018）は、「「ホールドアウト」とは、特許権者側は、実施者が、特許権者からのライセンス交渉の申し込みを受けたのに、SEPについては差止めが認められないだろうと見込んで、誠実に対応しようとしない」問題とする。
- 20 DOJ（2017）, 第9-10段落, 第12段落, 第24段落
- 21 *eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C.*, 547 U.S. 388（2006）. eBay事件連邦最高裁判所判決は、差止めが認められるには、原告が、①回復不能の損害があること、②制定法による損害賠償のような救済手段では不十分であること、③差止めが認められた場合の被告の損害よりも原告の損害が大きいこと、④差止命令で公共の利益が損なわれないこと、の4つの要件を立証しなければならない、と判示した。
- 22 DOJ（2018）, P.4
- 23 "Division of Authority: DOJ Antitrust; the FTC; the FCC; USPTO", Seventh Annual Executive Branch Review Conference, 2019 May 8, <https://fedsoc.org/conferences/seventh-annual-executive-branch-review-conference#agenda-item-division-of-labor-doj-antitrust-the-ftc-the-fcc-uspto>,（最終アクセス日2020年10月10日）
- 24 [They came up with this theory that it would be a violation of the antitrust laws if you violated your FRAND commitment. So, a contractual obligation now gives rise to an antitrust violation.]（注23のリンク先）
- 25 [So, the issue becomes the bargaining leverage that the licensee and that patent owner might have, and what that commitment means.]（注23のリンク先）
- 26 [We are looking at the issue and trying to assess what the approach should be.]（注23のリンク先）
- 27 [We want to have a balanced approach that tries to avoid either one of those bad outcomes.]（注23のリンク先）
- 28 SEPの侵害訴訟では、差止及びその他の排他的救済措置が利用されるべきではないという見解を DOJ, USPTO（2013）が示したと誤解されていること。
- 29 USPTO, NIST and DOJ（2019）, P.4-5
- 30 欧州委員会（2017）。なお、欧州委員会は、2017年4月に「欧州デジタル経済のための標準必須特許」のイニシアティブに関する「ロードマップ（※）」を公表し、この「ロードマップ」に対する意見募集を経て、欧州委員会（2017）を公表した。（※） <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/1355-Standard-Essential-Patents-for-a-European-digitalised-economy>, 最終アクセス日2020年10月10日
- 31 欧州委員会（2017）, P.2
- 32 欧州委員会（2017）, P.5, P.8, P.13
- 33 <https://ec.europa.eu/transparency/regexpert/?do=groupDetail.groupDetail&groupID=3600&news=1&LangSelect=1>,（最終アクセス日2020年10月10日）
- 34 ①IoTに伴い、未来は何が変わるのか（What will be different in the future, i.e. with IoT?）、②サプライチェーン内の誰がライセンスを取得するべきか（Who in the supply chain should take a licence?）、③FRANDにおける非差別（Non-discrimination in FRAND）、④その他のライセンス条件（Other licensing terms and conditions）、⑤IoTのための共同ライセンスメカニズム（Joint licensing mechanisms for IoT）、⑥評価（Valuation）。
- 35 欧州議会（2019）
- 36 SEP権利者、及び実施者（特に中小企業）
- 37 欧州議会（2019）, P.6-7
- 38 最高人民法院（2016）
- 39 JETRO 中国の日本語訳を引用。 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20160401_3.pdf,（最終アクセス日2020年11月3日）
- 40 北京市高級人民法院（2017）
- 41 JETRO 中国の日本語訳を引用。 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170420.pdf,（最終アクセス日2020年11月3日）
- 42 知的財産教育研究財団（2019a）, P.99-101；知的財産教育研究財団（2019b）, P.97を参考。
- 43 国務院独占禁止委員会（2019）
- 44 JETRO 中国の日本語訳を参考。 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20190104.pdf,（最終アクセス日：2020年11月3日）
- 45 （一）交渉過程において交渉双方が行った行動および表した真の意志。（二）関連標準必須特許が負担する関連承諾。（三）交渉過程において交渉双方が提案したライセンス条件。（四）裁判所または関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する旨の判決、裁定または決定を下すかまたは発行するよう請求することで、ライセンス交渉に与える影響。（五）裁判所または関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する旨の判決、裁定または決定を下すかまたは発行するよう請求することで、川下市場の競争と消費者の利益に与える影響。（以上、注釈43のリンク先が示す日本語訳を引用）
- 46 <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2014/cb5cac2def38cea1.html>を参考。
- 47 <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2014/cb5cac2def38cea1.html>によると、「事実上標準特許（de facto SEP）」は、「正常の市場競争の結果、関連業界で標準のように利用される技術」を意味する。
- 48 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law_amendments/242/117314165939.pdfを参考。なお、自由かつ公正な競争の促進を明確にすることも、改正理由に含まれる。
- 49 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/gov/movement/20200131.pdfを参考。

50 議論を進めるにあたり、SEPに限らず、「モノ」から「コト」への産業構造の変化により、「コト」の提供により大きな収益を獲得するビジネスモデルの登場を踏まえ、ライセンスの在り方については、特許権の消尽に関する考え方の整理も含めて検討していく必要性も指摘する。

参考文献

- 欧州委員会 (2017) "COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL AND THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE — Setting out the EU approach to Standard Essential Patents—", COM (2017) 712final, 2017年11月29日, <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/26583>, (最終アクセス日 2020年10月10日)
- 欧州議会 (2019) "Standard Essential Patents and the Internet of Things", 2019年1月, [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/608854/IPOL_IDA \(2019\) 608854_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/608854/IPOL_IDA (2019) 608854_EN.pdf), (最終アクセス日 2020年10月10日)
- 経済産業省 (2020) 「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」, 2020年4月21日
- 公正取引委員会 (2016) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」, 2016年1月21日改訂
- 国務院独占禁止委員会 (2019) 「知的財産権の濫用に関する独占禁止指南」, 2019年1月, http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fldj/202009/t20200918_321857.html, 最終アクセス日: 2020年10月13日
- 最高人民法院 (2016) 「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 (二)」, 2016年4月1日, https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/interpret20160401.pdf, (最終アクセス日 2020年10月10日)
- 産業構造審議会 (2018) 「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」, 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会, 2018年2月
- 産業構造審議会 (2020a) 「標準必須特許を巡る異業種間交渉について」, 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会, 第39回委員会資料3, 2020年5月29日
- 産業構造審議会 (2020b) 「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方—中間とりまとめ—」, 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会, 2020年7月10日
- 知的財産教育研究財団 (2019a) 平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究報告書」, 2019年3月

- 知的財産教育研究財団 (2019b) 平成30年度特許庁委託知的財産保護包括協力推進事業「知的財産に関する日中共同研究報告書」, 2019年3月
- 知的財産教育研究財団 (2020) 令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「標準必須特許を巡る国内外の動向について (裁判及び調停・仲裁による紛争解決の実態) の調査研究報告書」, 2020年3月
- 特許庁 (2018) 「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」, 2018年6月5日
- 特許庁 (2019) 「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き (改訂版)」, 2019年6月
- 特許庁 (2020) 特許行政年次報告書 2020年版本編, 2020年7月
- 北京市高級人民法院 (2017) 「専利権侵害判定指南 (2017)」, 2017年4月20日, <http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2017/04/id/2820737.shtml>, (最終アクセス日 2020年10月10日)
- DOJ (2017) "Attorney General Jeff Sessions Welcomes Makan Delrahim as Assistant Attorney General for the Antitrust Division", Department of Justice, <https://www.justice.gov/opa/pr/attorney-general-jeff-sessions-welcomes-makan-delrahim-assistant-attorney-general-antitrust>, (最終アクセス日 2020年10月10日)
- DOJ (2018) "Assistant Attorney General Makan Delrahim Delivers Remarks at the 19th Annual Berkeley-Stanford Advanced Patent Law Institute", Department of Justice, <https://www.justice.gov/opa/speech/file/1117686/download>, (最終アクセス日 2020年10月10日)
- DOJ, USPTO (2013) "POLICY STATEMENT ON REMEDIES FOR STANDARDS-ESSENTIAL PATENTS SUBJECT TO VOLUNTARY F/RAND COMMITMENTS", Department of Justice, United States Patent and Trademark Office 2013年1月8日, <https://www.justice.gov/atr/page/file/1118381/download>, (最終アクセス日 2020年10月10日)
- USPTO, NIST and DOJ (2019) "POLICY STATEMENT ON REMEDIES FOR STANDARDS-ESSENTIAL PATENTS SUBJECT TO VOLUNTARY F/RAND COMMITMENTS", United States Patent and Trademark Office, National Institute of Standards and Technology and Department of Justice, 2019年12月19日, <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/SEP%20policy%20statement%20signed.pdf>, (最終アクセス日 2020年10月10日)